

○大府市社会福祉団体活動費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の向上及び増進に寄与するための事業を行う団体に対し、予算の範囲内において交付する大府市社会福祉団体活動費補助金等（以下「補助金等」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の名称等)

第2条 補助金等の名称、補助金等の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）、補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金等の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとし、同表第8項及び第9項に規定する補助対象団体に対する補助金等交付の要件は、別表第2のとおりとする。

(補助金等の交付の申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金等の交付の申請は、補助対象事業の開始までに行うものとする。ただし、補助対象年度における補助対象団体の予算、事業計画等の決定が補助対象事業の開始後となる場合は、その決定後に申請することができる。

(補助金等の交付)

第4条 市長は、補助金等の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「補助団体」という。）からの請求により、補助金等を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金等を2回に分割して交付することができる。

(補助団体の責務)

第5条 補助団体は、交付を受けた補助金等を公正かつ効率的に使用し、当該事業の誠実な実施に努めなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	補助金等の名称	補助対象団体	補助対象事業	補助対象経費
1	社会福祉法人 大府市社会福 祉協議会補助 金	社会福祉法人 大府市社会福 祉協議会	社会福祉法（昭和26年法律 第45号）第109条第1項に規 定する事業	市との共催事業の 総事業費（人件費 その他の事務局の 運営に必要な経費 のうち大府市社会 福祉協議会が負担 するものをいう。） の2分の1 大府市社会福祉協 議会職員（市と大 府市社会福祉協議 会が協議の上、別 に定める者に限 る。）の人件費
2	大府市民生児 童委員協議会 補助金	大府市民生児 童委員協議会	(1) 大府市民生児童委員協議会の 発展及び委員の連携を図るため の事業 (2) 民生委員法（昭和23年法律 第198号）第24条に規定す る任務	報償費、旅費、消 耗品費、印刷製本 費、通信運搬費、 手数料、保険料、 委託料、使用料及 び賃借料、研修 費、補助金（関係 機関への会費、分 担金は除く。）、そ の他事業の性質上 真に必要と認めら れる経費
3	大府市遺族会 補助金	大府市遺族会	戦没者遺族の生活の向上及び福 祉の増進のために行う事業	ただし、上記のう ち、親睦又は慰労 に係る経費及び慶 弔又は顕彰に係る 経費は除く。
4	愛知県原水爆 被災者の会 （愛友会）大 府支部補助金	愛知県原水爆 被災者の会 （愛友会）大 府支部	原水爆被災者の生活の向上及び 福祉の増進のために行う事業	
5	公益財団法人 不老会大府・ 東浦地区補助 金	公益財団法人 不老会大府・ 東浦地区	献体及び角膜の提供を希望する 者の生活の向上並びに福祉の増進 のために行う事業	
6	大府市手をつ なぐ育成会補 助金	大府市手をつ なぐ育成会	心身障がい児（者）のための各 種福祉施策の推進及び実践に係る 事業	
7	大府市身体障 がい者福祉協 会補助金	大府市身体障 がい者福祉協 会	(1) 身体障がい者の自立更生及び 福祉の増進のための事業 (2) 各種福祉施策へ参加する事業	
8	ゴールドデンク ラブおおぶ補 助金	ゴールドデンク ラブおおぶ	(1) 高齢者の生活が健全で豊かな ものになるよう、高齢者の福祉 の増進を図るための事業 (2) ゴールドデンクラブおおぶに属 する単位クラブ（以下「単位ク ラブ」という。）との連絡調整の ための事業	

9	<p>ゴールドクラブ おおぶ (地区クラブ) 補助金</p>	<p>ゴールドクラブ おおぶに属する地区クラブ (単一又は複数の単位クラブで構成され、一の地区を活動範囲としているものをいう。以下「地区クラブ」という。)</p>	<p>高齢者が自己の生活及び地域福祉の向上のために行う福祉事業並びに文化事業 (地区クラブを構成する単位クラブの会員数の合計により算定する次の額を上限とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70人以上の地区クラブ 月額 5,200円 ・ 50人以上 69人以下の地区クラブ 月額 4,800円 ・ 40人以上 49人以下の地区クラブ 月額 4,000円 ・ 30人以上 39人以下の地区クラブ 月額 3,500円
10	<p>大府市福祉・健康フェア事業交付金</p>	<p>大府市福祉・健康フェア実行委員会</p>	<p>市民の福祉及び健康に対する意識の向上と理解を深めるために行う事業</p>

別表第2（第2条関係）

		補助金等交付の要件
ゴールド デンク クラブ おおぶ	組織	1 大府市全域を対象地域とし、単位クラブにより組織されていること。 2 会長、副会長、書記、会計その他必要な役員を置くこと。 3 必要に応じ活動別にリーダーを置くこと。 4 必要に応じ顧問を置くこと。
	運営	1 単位クラブの意向を反映し、自主的に行うこと。 2 総会、理事会、常任理事会及び部会を開催すること。 3 事業の適正かつ円滑な実施を図るため、規約を設けること。
	活動	単位クラブ及び県老人クラブ連合会と連携し、次に掲げる事業を実施すること。 (1) 単位クラブの役員及び活動別リーダーの研修を実施し、資質の向上を図ること。 (2) 単位クラブの実情及び要望を把握するとともに、新規活動の開拓、活動の場の確保及び活動別の組織化を図ること。 (3) 単位クラブの参加により行事及び催物を開催すること。 (4) 単位クラブ間の連携、地域の高齢者との交流を通じた仲間づくりの促進、他世代との交流等を推進すること。 (5) 外部からの指導者又は協力者の受入れを行い、活動の充実を図ること。 (6) 単位クラブの発展、高齢者の社会的地位の向上等を図るため、啓発、広報等の活動を行うこと。 (7) 事業の実施に当たっては、県老人クラブ連合会の活動推進員及びその他の指導者との連携のもとに事業を実施すること。
	経理	活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了後5年間保管しておくこと。
		地区クラブを構成する単位クラブが、次に規定する要件を満たしていること。
ゴールド デンク クラブ おおぶ (地区 クラブ)	組織	1 おおむね60歳以上の会員により組織されていること。 2 活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する会員により組織されていること。 3 会員数が30人以上であること。ただし、地域性を考慮し、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。 4 会長、副会長及びその他必要な役員を置くとともに、会長等の選任は、会員の互選とすること。
	運営	1 運営は、会員が自主的に行うこと。 2 活動費は、会員からの会費及び補助金をもって充てること。
	活動	1 生きがいを高める活動、健康づくりに関する活動、ボランティア活動その他の社会活動等各種活動を行うこと。 2 年間を通して計画的に行い、相当数の会員が参加していること。
	経理	活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了後5年間保管しておくこと。